

所沢市指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの
事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める指針

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第3章 利用定員及び設備に関する基準（第7条・第8条）
- 第4章 宿泊サービスに関する基準（第9条—第17条）
- 第5章 運営に関する基準（第18条—第27条）
- 第6章 届出及び公表その他の基準（第28条—第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この指針は、指定地域密着型通所介護事業所等の利用者に対して、宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めることにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全確保並びに宿泊サービスの健全な提供を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この指針において「指定地域密着型通所介護事業所等」とは、指定地域密着型通所介護事業者等が当該指定を受けた事業所（所沢市（以下「市」という。）が所管するものに限る。）をいう。

2 この指針において「宿泊サービス」とは、指定地域密着型通所介護事業者等が指定地域密着型通所介護事業所等の営業時間外に、次の各号のいずれかの設備を利用し、当該指定地域密着型通所介護事業所等を利用している者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に地域密着型通所介護等（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）以外に提供するサービスをいう。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所等の設備の一部
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所等と同一建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所等と同一敷地内の別の建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等
- (4) 当該指定地域密着型通所介護事業所等と別の建物内にあり、他に用途が定められていない部屋等

- 3 この指針において「指定地域密着型通所介護事業者等」とは、地域密着型通所介護等の指定を受けた事業者をいう。
- 4 この指針において「宿泊サービス事業者」とは、宿泊サービスを提供する事業者をいう。
- 5 この指針において「宿泊サービス利用者」とは、宿泊サービスを利用する者をいう。
- 6 この指針において「指定居宅介護支援事業者等」とは、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。
- 7 この指針において「宿泊サービス事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業所をいう。

(宿泊サービスの提供)

第3条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は宿泊サービス利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある者を対象に、宿泊サービスを提供するものとする。

- 2 宿泊サービス事業者は、前項の趣旨に鑑み、緊急かつ短期的な利用に限って宿泊サービスを提供するものとする。この場合において、宿泊サービス利用者の日常生活上の世話を家族の疾病等のやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者等と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更も含め、宿泊サービス利用者の心身の状況、宿泊サービス利用者の家族の事情等に応じたサービスの提供を検討するものとする。
- 3 宿泊サービス利用者連続して宿泊サービスを提供する日数の上限は、原則30日とする。
- 4 宿泊サービス利用者連続して宿泊サービスを提供する日数については、法第19条第1項に規定する要介護認定の有効期間又は同条第2項に規定する要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにするものとする。

(宿泊サービス事業者の責務)

第4条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス利用者の意思及び人格を尊重して、常に宿泊サービス利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めるものとする。

- 2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続できるよう、排

せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話に係る宿泊サービスの提供を行うものとする。

- 3 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供により事故が発生しないよう宿泊サービス利用者の安全の確保に努めなければならない。
- 4 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って、宿泊サービスを提供するものとする。この場合において、宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に際し、宿泊サービス利用者の状況及び宿泊サービスの提供内容について、指定居宅介護支援事業者等と必要な連携を行うものとする。
- 5 居宅サービス計画等への宿泊サービスの位置付けは、指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護保険サービスの利用状況等を勘案し適切なアセスメントを経たものでなければならず、安易に位置付けてはならないものとする。
- 6 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの実施及び運営に当たっては、建築基準法（昭和25年法律201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令等を遵守するものとする。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第5条 宿泊サービス事業者が、宿泊サービス事業所ごとに置くべき従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）の員数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊サービス従業者の員数は、宿泊サービスの提供内容に応じ必要な数を確保するものとし、宿泊サービスの提供を行う時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。）を常時、1人以上確保することとする。
 - (2) 食事等の繁忙時間帯においては、前号に規定する員数に加え、必要な員数を確保するものとする。
- 2 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護等に対する知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。この場合において、介護福祉士の資格を有する者又は実務者研修若しくは介護職員初任者研修（訪問介護職員養成研修1級又は2級課程を含む。）を修了した者とするよう努めるものとする。

3 宿泊サービス事業者は、緊急時に対応するための職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行うものとする。この場合において、当該職員については、宿直であって差し支えないものとする。

(管理者)

第6条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所ごとに、当該宿泊サービス事業所に勤務する者の中から管理者を置くものとする。

2 前項の管理者は、宿泊サービス事業所の業務に支障がない場合は当該宿泊サービス事業所の他の職務に従事することができる。

第3章 利用定員及び設備に関する基準

(利用定員)

第7条 宿泊サービス事業所は、利用定員を当該指定地域密着型通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1以下とし、かつ、次条第2項第1号に定める基準を満たす範囲とするものとする。

(設備及び備品等)

第8条 宿泊サービス事業所は、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、宿泊サービスを提供するに当たり適切な寝具等の必要な備品を備え、当該指定地域密着型通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理するものとする。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業所等の設備及び備品等を使用する場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所等の利用者のサービス提供に支障がない範囲で使用するものとする。2 前項に掲げる設備の基準は、次に掲げるとおりとするものとする。

(1) 宿泊室

ア 一の宿泊室の定員は、1人とするものとする。ただし、宿泊サービス利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合は、2人とするることができる。

イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上とするものとする。ただし、アのただし書の場合にあっては、14.86平方メートル以上とするものとする。

ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室をやむを得ず設ける場合、個室以外の一の宿泊室の定員は、4人以下とするものとする。

エ 個室以外の宿泊室の床面積を合計した面積は、7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は、宿泊サービス利用者のプライバシーが確保されたもの（カーテン、パーテーション、家

具等により宿泊サービス利用者同士の視線の遮断が確保されているものをいう。)とするものとする。

オ 宿泊室の利用に当たっては、宿泊サービス利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室で宿泊することがないように配慮するものとする。

(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備は、消防法その他の法令等に規定された設備とし、当該設備を確実に設置するものとする。

第4章 宿泊サービスに関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供の開始に際し、第18条に規定する運営規程の概要、管理者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

2 前項の説明に当たっては、宿泊サービスが地域密着型通所介護等のサービスとは別のサービスであることを明確にするとともに、契約及び利用料その他の費用の請求に当たっても両者を混同しないようにするものとする。

(宿泊サービスの提供の記録)

第10条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には宿泊サービスを提供した日、提供した具体的な宿泊サービス内容及び宿泊サービス利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、宿泊サービス利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を宿泊サービス利用者に対して提供するものとする。

(宿泊サービスの取扱方針)

第11条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス利用者が法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者の場合においては、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等宿泊サービス利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行うものであること、宿泊サービス利用者が法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者の場合においては、宿泊サービス利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。

2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧

を旨とし、宿泊サービス利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。

- 3 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該宿泊サービス利用者又は他の宿泊サービス利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他宿泊サービス利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 4 宿泊サービス事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の宿泊サービス利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録するものとする。
- 5 宿泊サービス事業者は、自らその提供する宿泊サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（宿泊サービス計画の作成）

第12条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスをおおむね4日以上連続して利用することが予定されている宿泊サービス利用者については、宿泊サービス利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、宿泊サービス利用者が利用する指定地域密着型通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該宿泊サービス利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的な宿泊サービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成し、宿泊サービスを提供するものとする。ただし、4日未満の利用であっても反復的又は継続的に利用することが予定されている宿泊サービス利用者については、宿泊サービス計画を作成し、宿泊サービスを提供するものとする。

- 2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス計画の作成に当たっては、居宅サービス計画等に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、指定居宅介護支援事業者等と密接に連携を図るものとする。
- 3 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス計画の作成に当たっては、その内容について、宿泊サービス利用者又はその家族に対して説明し、宿泊サービス利用者の同意を得るとともに、作成した宿泊サービス計画を宿泊サービス利用者に交付するものとする。
- 4 前3項の規定は、宿泊サービス計画を変更する場合について準用するものとする。

（介護等）

第13条 介護は、宿泊サービス利用者の心身の状況に応じ、宿泊サービス利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 介護は、宿泊サービス利用者のプライバシー、尊厳の確保に十分配慮して行うものとする。
- 3 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 宿泊サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない宿泊サービス利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。
- 5 宿泊サービス事業者は、前4項に定めるもののほか宿泊サービス利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

(食事)

第14条 宿泊サービス事業者は、栄養並びに宿泊サービス利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

- 2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(健康への配慮)

第15条 宿泊サービス事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所等において把握している宿泊サービス利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携し、常に宿泊サービス利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供するものとする。

(相談及び援助)

第16条 宿泊サービス事業者は、常に宿泊サービス利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、宿泊サービス利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第17条 宿泊サービス事業者は、現に宿泊サービスの提供を行っているときに宿泊サービス利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は当該協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第5章 運営に関する基準

(運営規程)

第18条 宿泊サービス事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておくものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 宿泊サービスの提供日及び提供時間
- (4) 利用定員
- (5) 宿泊サービス内容及び利用料その他の費用
- (6) 宿泊サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第19条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供するものとする。ただし、宿泊サービス利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。
(定員の遵守)

第20条 宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行ってはならない。
(非常災害対策)

第21条 宿泊サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に夜間を想定した避難、救出その他の訓練を行うものとする。

2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス利用者の特性に応じ、食料その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めるものとする。
(衛生管理等)

第22条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス利用者の使用する施設、食器、リネン類及び寝具その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めるものとする。
(掲示)

第23条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所の見やすい場所に、

運営規程の概要、管理者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要、緊急時の避難経路その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第24条 宿泊サービス従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た宿泊サービス利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た宿泊サービス利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じるものとする。

3 宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス利用者の個人の情報を用いる場合は宿泊サービス利用者の同意を、宿泊サービス利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

(広告)

第25条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしなないようにするとともに、介護保険サービスとは別のサービスであることを明記するものとする。

(苦情処理)

第26条 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る宿泊サービス利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 宿泊サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

(事故発生時の対応)

第27条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該宿泊サービス利用者の家族、当該宿泊サービス利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要に応じて埼玉県等の関係機関に情報提供を行うなど、必要な措置を講じるものとする。

2 宿泊サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う

ものとする。

第6章 届出及び公表その他の基準

(宿泊サービスの届出)

第28条 指定地域密着型通所介護事業者等は、宿泊サービスを提供する場合には、当該宿泊サービスの提供を開始する前に、所沢市長（以下「市長」という。）に届け出るものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者等は、前項の規定により届け出た内容に変更があった場合は、変更の事由が生じてから10日以内に、市長に届け出るものとする。

3 指定地域密着型通所介護事業者等は、宿泊サービスを休止し、又は廃止しようとする場合は、その休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに、市長に届け出るものとする。

4 前3項の規定による届出は、指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービスの実施等に関する届出書（別記様式）にそれぞれ必要な事項を記載し、必要な書類を添付して行うものとする。

（調査への協力等）

第29条 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに関し、宿泊サービス利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な宿泊サービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行うものとする。

（記録の整備）

第30条 宿泊サービス事業者は、従業者、設備及び備品に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

- (1) 第10条に定める具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録
- (2) 第11条第4項に定める身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録
- (3) 第12条第1項に定める宿泊サービス計画
- (4) 第26条第2項に定める苦情の内容等の記録
- (5) 第27条第2項に定める事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この指針は、平成28年10月1日から施行する。